

令和5年度 第2回学校運営協議会



- 資料1 学校運営協議会名簿
- 資料2 学校運営協議会について
- 資料3 学校運営協議会傍聴要領について
- 資料4 懇談会資料（運動会について）
- 資料5 学校だより（6・7月号）

令和5年6月30日（金）

朝霞市立朝霞第十小学校

第 2 回 学 校 運 営 協 議 会

令和5年6月30日（金）

朝霞第十小学校 会議室

【 次 第 】

- 1 授業参観
・「わくわくなかよしまつり」を参観 (9:45)
傍聴人の確認
- 2 開 会 (10:20)
・矢田敦子 副会長
- 3 あいさつ
・会長：渡邊美知子 会長
・校長：岩崎英雄
- 4 日程説明
・春日 寿一 教頭
- 5 今後の教育活動について
- 6 意見交換
- 7 閉 会 (11:00)

令和5年度 学校運営協議会名簿

朝霞第十小学校

	委員	氏名	主な経歴（現在の職業・役職を含む）
1	1号	関口 博信	溝沼第二町内会会長
2	1号	榎本 明美	民生委員・児童委員
3	2号	田口 舞	十小子どものための会副会長
4	3号	小島 真知子	青少年育成市民会議委員
5	3号	荒川 教子	学校応援団コーディネーター
6	3号	原 賢治	朝霞ぐらんぱの会代表理事 民生委員・児童委員
7	4号	金子 和人	滝の根保育園長 青少年育成市民会議理事
8	4号	渡邊 美知子	学校薬剤師
9	4号	矢田 敦子	朝霞市こども相談室相談員 元朝霞第十小学校長
10	5号	岩崎 英雄	朝霞第十小学校長

学校運営協議会について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6

- 1 教育委員会は、学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - ① 対象学校の所在する地域の住民
 - ② 対象学校に在籍する児童の保護者
 - ③ 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者
 - ④ その他教育委員会が必要と認める者
- 3 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴取等)

第3条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。

- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第5条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員本人から退任の申出があったとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

3 朝霞第十小学校 学校運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市立朝霞第十小学校学校運営協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会議場の規模により、これを増減することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会場においては次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用すること。
- (2) ビラ、プラカード、旗等を持ち込み、公然と意見を表明すること。
- (3) 飲食又は喫煙をすること。
- (4) 携帯電話等の受信音を出すこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議における言論に対して発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

懇談会資料（運動会について）

令和5年7月7日（金）

1 今年度の運動会について

今年度の運動会は、昨年度同様、午前中の開催となります。保護者の方の参観の入れ替えはありません。徒競走、団体種目（学年種目）表現（集団演技）の3種目を実施します。

2 実施期日

令和5年10月7日（土） 予備日 10月11日（水） ※10月13日（金）振替休業日

3 運動会当日の実施の可否について

《実施前の判断》6：30までに決定をします。

- ・実施の可否は、学校メールで配信します。
- ・中止の場合は、正門・北門に延期の掲示を行います。

*電話でのお問い合わせは御遠慮ください。

4 種目

開会式・準備運動（ラジオ体操）・徒競走・団体種目・表現（集団演技）・閉会式

5 時程（2023.7.7 現在 変更になることもあります。）

	実施時間（時間は目安で、競技時間により前後することがあります。）
① 開会式	8：45～8：55
② 徒競走	9:00～10:30 各学年15分程度の予定です。学年の順番につきましては、2学期に出るプログラムを御確認ください。
③ 団体種目 （学年種目）	10:30～11:25 各学年7分程度の予定です。競技内容・学年の順番につきましては、2学期に出るプログラムを御確認ください。
④ 表現 （集団演技）	11:25～12:20 各学年7分程度の予定です。演技内容・学年の順番につきましては、2学期に出るプログラムを御確認ください。
⑤ 閉会式	12:25～12:35
⑥ 下校	12:40頃 下校

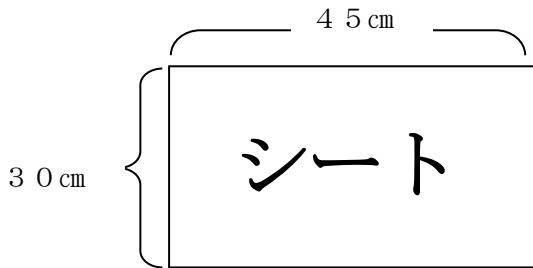
6 会場使用上の注意

- ・防犯上の観点から、保護者の方の入場につきましては北門からとさせていただきます、正門は施錠いたします。
- ・保護者は立ち見とし、撮影・日傘等は周りの方の迷惑にならないよう御配慮ください。
- ・観覧者シールを見やすい位置（右胸）に貼ってください。裏面参照。
- ・本部横の立見席につきましては、色付きの観覧者シールのついている保護者の方を優先に、入れ替えさせていただきます。この場所では、お子様の該当学年しか参観することができません。スムーズな御移動をお願いいたします。
- ・トラックの外側にロープを張らせていただきますので、ロープより内側には入らないようお願いいたします。ロープの外側であればどこからでも御参観可能です。
- ・優先席を設けさせていただきます。使用は御高齢の方や身体の不自由な方、妊娠などで立ち見が困難な方に限らせていただきます。
- ・保護者用トイレは校庭の体育用具庫横となります。（児童も使用します。）

- ・ 自転車置き場は溝沼市民プール駐車場です。所定の位置にきれいに並べて置いてください。

7 児童応援シートについて

児童はシートに座って応援します。下図を参考に御準備をお願い致します。シートは大きさに合わせて縫い合わせていただいても構いませんし、当日に折って使用していただいても構いません。



8 観覧者シールについて

防犯上の観点より、右のシールを貼って御参観ください。白のシールを家庭数で2枚配付します。また、児童数で学年の色のついたシールを1枚ずつ配付します。色付きのシールは、児童の様子が見やすい、優先席横の立見席に入れる証となります。(御兄弟がいる場合については、複数のシールを貼ってください。)

シールがない場合、または足りない場合は受付で申し出ていただき、つけていただく形になります。

(色付きのシールは再配付いたしませんので、御注意ください。)

観覧者シール(色つき、白のもの2種類)



見える位置に必ず貼ってください。

9 会場図

